

# 意見書

野田市情報公開・個人情報保護審査会会長 様

平成 27 年 11 月 5 日

異議申立人



理由説明書(野教社第340号の2)について以下の通り意見を示します。

## 1 事実の経過

- (1)本件は、平成 26 年 11 月 19 日付けで「請求文書は指定管理者から野田文化広場理事会への報告は行っていないことから対象文書は不存在」との理由をつけて開示されなかったことに端を発している。
- (2)平成 26 年 12 月 2 日、同理事会への報告があったことを、同指定管理者作成の議事録に発見し、これを根拠に異議申立てを行った。
- (3)平成 27 年 9 月 17 日、市議会(決算特別委員会)において本件を含む 3 件の異議申立が最長で 1 年以上もの長期にわたり放置されていたことが判明した。
- (4)その後、事務処理を行い、内 1 件(本件)について審査会への諮問となった。

## 2 杜撰な行政文書開示事務と不服申立事務の実態

- (1) 行政不服審査法に基づく行政による裁決や決定は、実質上の裁判であると最高裁判所の判決の中でも述べられ、同法の目的で「国民の権利利益の救済を図る」とされる不服申立が 1 年以上も放置された事実は重大である。
- (2) この様な事実を経て、教育委員会において異議申立に基づき再調査

したところ、原処分は、指定管理者からの「文書は廃棄しており、存在しない」との報告を受け、社会教育課と総務課で決定通知書への記載方法を検討する中で「理事会への報告は行っていないことから対象文書は不存在」と通知書に誤って記載してしまったと説明している(添付資料)。しかし、客観的に見ても到底信用できるような説明ではない。

(3)更に、異議申立を受けて指定管理者で文書の存在を再確認したところ、行政文書 A は電子ファイルで存在していたことが判明し、平成 27 年 10 月 20 日付けで開示することになったとの説明である(添付資料)。しかし、現代ではほとんどの行政文書がパソコンを使って作成されており、開示事務の中で電子ファイルを見落とすということ自体が客観的にも信じられることではない。

(4)仮に、これらのことが実際に起きたとすれば、野田市における情報公開制度は全く信頼するに値せず、市民は常に同事務について疑いの目を持ち制度を利用するしかないことになる。むしろ制度は崩壊していると言えるものである。

### 3 払拭できない疑い

(1)この様な杜撰な行政文書開示事務の実態を鑑みれば、本件の対象である行政文書 B について、「同理事会への報告はなされていない」との教育委員会及び指定管理者からの報告だけを以って信用することは到底できるものではない。

### 4 審査会の調査権限に基づく詳細調査の必要性

(1)この様な状況にあっては、諮問を受け答申を行う任にある審査会は、単に諮問庁(教育委員会)からの理由書・意見書・陳述のみによるのではなく、その調査権限<sup>1</sup>を十分に使い、原処分において不存在とした文書全てについて、その不存在の真偽について必要な調査をしつくすべき

---

<sup>1</sup>野田市情報公開・個人情報保護審査会条例第 8 条の 4 項：第 1 項及び前項に定めるもののほか、審査会は、諮問に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

である。

(2)これまでの経緯を踏まえれば教育委員会や指定管理者の報告は信頼することはできない。指定管理者に、理事会議事録や博物館企画事業委員会会議録などを資料提出させたいうえで、審査会が直接調査し、更に指定管理者に審査会において陳述させ、それらを総合的に評価することが答申に当たっては必要である。

## 5 審査会からの意見提示の必要性

(1)長期にわたり異議申立が放置されていたこと、異議申立を受けての行政文書 A の開示経緯の不自然さ、更に 6 項に示す「関連する事情」などからも野田市における情報公開と個人情報保護に関する事務の杜撰さは危機的な状況であると言わざるを得ない。

(2)これらの状況を鑑み審査会としても、その所轄事務<sup>2</sup>に従い、野田市に対して情報公開制度・個人情報保護制度・不服申立制度の総合的な改善を求める意見を述べるべきである（文書化すべきである）。

## 6 関連する事情

(1)平成 27 年 3 月議会において、野田市個人情報保護条例に沿わない事務が長年に渡り野田市全庁的に行われていたことが明らかになり、大手新聞社も報道した。

(2)同条例と運用には齟齬があった事を根本市長も認め、12 月を目処に運用の抜本的な見直しを表明し約束した。

(3)9 月議会（総務委員会）にされた市民団体からの陳情に対して「同条例の解釈と運用の手引き」の作成と審査会での公開審議の実施が約束された。

(4)高齢者名簿の警察への提供も多くの市民から不信感を持たれている。

以上

---

<sup>2</sup> 同条例第 4 条(4)：前 3 号の規定による調査審議のほか、情報公開制度その他情報公開に関する重要な事項及び個人情報保護制度その他個人情報保護に関する重要な事項について実施機関に意見を述べること。